

防火対象物点検資格者再講習受講期限延長申請上の留意事項

1 再講習受講期限延長期間

再講習受講期限の延長期間は再講習の受講期限が終了した日から1年以内です。

2 再講習受講期限の延長を認める事情（平成14年消防庁告示第9号）

- (1) 海外旅行をしていること。
- (2) 災害による被害を受けていること。
- (3) 病気にかかり、又は負傷していること。
- (4) 法令の規定により身体を拘束されていること。
- (5) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- (6) その他一般財団法人日本消防設備安全センターが、やむを得ないと認める事情があること。

3 申請方法

再講習受講期限が終了する日までに郵送により申請してください。

4 申請に必要な書類等

- (1) 再講習受講期限延長申請書（所定の用紙を使用してください。）
- (2) 防火対象物点検資格者免状のコピー（交付年月日、交付番号及び再講習受講年月日が確認できる部分）
- (3) 返信用封筒1通（定形大、縦23.3cm、横12cmに宛名を明記し、82円分の切手を貼付したもの）

5 申請書記入上の注意

- (1) 申請書には、青か黒のインク又はボールペンで楷書で記入し、数字は算用数字を使用してください。
- (2) 申請書の中の該当する箇所は、○印で囲んでください。
- (3) 「現住所」の欄は、アパート、マンションなどの場合は、必ず○○方又は室番号まで記入してください。
- (4) 「延長事由の証明」欄には、延長の事由を証明できる立場にある者が証明してください。ただし、証明書類を同封する場合には、不要です。
- (5) 不完全な記入事項があった場合には受理できません。

6 申請書送付先

一般財団法人 日本消防設備安全センター 業務部 講習課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館内

電話 03-3501-7912（ダイレクトイン）

7 再講習受講期限延長承認書の交付等

- (1) 申請書を受理してから1週間以内に郵送します。
- (2) 再講習を受けようとする者は、「再講習受講期限延長承認書」を受領した後、「再講習受講申請書」にその副本を同封して受講を希望する受託機関に申請してください。

